

常陸大宮市選挙管理委員会告示第 30 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条の規定による
令和 8 年 7 月 26 日執行の常陸大宮市議会議員一般選挙における候補
者の選挙運動に関する支出金額の制限額を同法第 196 条の規定によ
り次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 19 日

常陸大宮市選挙管理委員会
委員長 皆川 善廣

選挙区別	候補者 1 人についての選挙運動費用の制限額
常陸大宮市選挙区	金 3, 216, 400 円